

爬虫類に関する飼養管理基準の検討に係る業界団体等へのヒアリング

及び第一種動物取扱業者の現地実態調査における主な意見

1. 爬虫類に関する飼養管理基準の検討に係る業界団体等へのヒアリング

○爬虫類に関する飼養管理基準への主な意見について

1) 当該基準に記載すべき事項について

<触れ合い動物について>

- ・ 觸れ合いイベント等において、職員不在で、客が自由に動物に触れる状態は問題である。触れ合い前後の消毒不徹底も見られる。(動物取扱業者の団体)
- ・ 動物福祉、感染症予防の観点から野生動物由来の動物のふれあいは禁止すべき。野生動物由来の動物を業に供する場合は、適正な動物の種類や馴化措置等の利用制限について具体化してほしい。(自治体、動物愛護団体)
- ・ レンタルペットの規制を規定すべき。(動物愛護団体)

<職員数について>

- ・ 爬虫類が不適正飼養にならないよう、職員数に対して飼養可能な頭数を定めるべき。(動物愛護団体、自治体)

<飼養施設や設備、環境等について>

- ・ 捕食・被捕食動物の関係や、適正な飼育環境温度が異なることから、小型哺乳類と爬虫類の同一区画での販売、展示、保管は規制すべき。(自治体)
- ・ 水場を必要とする動物には、水場の基準を設定すべき。(自治体)
- ・ 体長体高、運動能力、行動範囲を踏まえ、飼養が高密度にならない飼養展示施設の基準を規定すべき。(動物愛護団体)
- ・ 温度計及び湿度計並びに空調設備の設置、水場がある場合は水質、静謐の保持を規定すべき。(動物愛護団体)
- ・ 個々に飼養できる隔離場所の確保等、感染症のまん延防止を規定すべき。(動物愛護団体)
- ・ カメやトカゲはガラスが判別できないため衝突する。プラスチックや木など向こう側が見えない素材にする、ガラスにテープを張るなど飼育側の努力義務が必要。(動物園関係者)
- ・ 雜種交雑防止のため個体の逸走防止について明記すべき。(動物園関係者)
- ・ 広さより高低差や温度差、日向日陰、水辺など、爬虫類が自ら体温等をコントロールできる環境の多様性が重要。(動物園関係者)

<展示時間等について>

- ・ 動物の展示について、シェルター等休憩設備への移動の確保、展示時間が 6 時間を超える

ごとに展示を行わない時間を規定すべき。(動物愛護団体)

- ・ 動物の休憩時間、輸送時間、休養期間についての定量的な指標を規定すべき。(動物愛護団体)

<繁殖について>

- ・ 動物全種の個体ごとの帳簿、生涯出産回数の繁殖台帳への記入義務化、雌の交配年齢、出産回数の規定を規定すべき。(動物愛護団体)
- ・ 種間雑種や地域個体群間の交雑をさせない規制を設けるべき。同様の理由で、野外へ飼育個体を放たないことを明記すべき。(動物園関係者)

<移動販売や移動動物園について>

- ・ イベント販売におけるプラスチックケージの積み重ねは禁止すべき。(自治体)
- ・ 短期間の移動の繰り返しや、仮設の施設等での触れ合い・展示は、動物の生態、習性及び生理に反する上、自治体の事前の施設基準適否判断、事後指導が困難であることから、移動販売・展示を禁止すべき。(動物愛護団体)
- ・ 輸送後の販売において移動後の健康確認履歴の記録保持、2日間の目視による健康状態のチェックが必要ではないか。(自治体)

<その他>

- ・ 行政職員が監督しやすく、指摘しやすいガイドラインであるべき。爬虫類のアニマルウェルフェアやガイドラインは先進的な欧米でも随時更新されている分野であり、一度策定したものでも適宜見直す必要がある。(動物園関係者)

2) 当該基準に記載された場合に、動物取扱業者として支障が生じる内容について

- ・ ケージサイズの規定は現場に多大な影響が出る。(動物取扱業者の団体)
- ・ 動物園は種の保全に努めていることから、繁殖を防ぐ基準が設定された場合、動物園に適用されると支障が生じる。(動物園関係者)

3) 当該基準の自治体での運用上の懸念について

- ・ 体長に応じた基準等がケージサイズで設定されると、蛇等は体長の正確な確認が困難であるため、実行が困難。
- ・ 詳細な基準となった場合、登録審査や実地検査に膨大な時間を要する懸念がある。

2. 爬虫類に関する飼養管理基準の検討に係る第一種動物取扱業者の現地実態調査

○爬虫類に関する飼養管理基準への主な意見について

1) 当該基準に記載すべき事項について

<移動販売について>

- ・ 出品禁止に関する明確な基準で自治体が取り締まると良い。イベント販売会場にはほぼ毎週出展、または輸入直後や導入直後等により体調不良、瀕死又は痩せ細った個体がいる。健康管理の観点から、イベント販売に出展した生体は、次の出展まで最低1週間～10日の休憩期間を設けるべき。また展示即売イベント自体の開催回数制限、実店舗のある事業者のみ出展可能とする等、何らかの規制が必要。（展示販売会、ブリーダー、ペットショップ）

2) 飼育時に留意している・すべき事項について

<飼養施設や設備、環境等について>

- ・ 爬虫類が周囲からストレスを受けないよう、透明容器は床材を入れるか底面に色をつけ、重ねた際に上が見えないようにするのが良い。（ペットショップ）
- ・ 水入れは個体が入れるサイズがよい。登ることが苦手な個体は水があることが認識できないため、形状は個体に合わせたものが良い。（ペットショップ）
- ・ 光環境の必要性は種による。暗い場所を好む個体は隠れることができ、紫外線を必要とする種類は紫外線を当てることが必要。（ブリーダー、ペットショップ）
- ・ 温度は「温度勾配があり、暑い場所から逃げられるスペースがある」くらいが良い。（ペットショップ）

<飼養管理について>

- ・ 給餌、給水の優先度としては水、餌である。習慣的に雨水や朝霧を飲んでいる種類は霧吹きで壁や体に吹きかける形で毎日給水。可能な限り毎日水を変える。（ブリーダー、ペットショップ）
- ・ 肉食系、雑食系のヤモリ・トカゲ類に関しては、幼体は1日置きもしくは毎日給餌、成体は週に1～2回給餌が必要。草食系は、野菜はエネルギー変換が難しいため、成体であってもほぼ毎日の給餌が必要。（ブリーダー、ペットショップ）
- ・ マウスを餌とするヘビは、幼体で週に2回の給餌、成体で月1～2回、もしくは数か月に1回で良く、排泄の頻度に合わせて餌を与える。個体によって消化スピードが異なるので、基準などで餌を与える回数を規定すると、腹中で餌が腐ってしまう場合もある。個体の好みや状況に応じて餌の種類や頻度を調整する必要がある。（ブリーダー、ペットショップ、爬虫類を扱う動物カフェ）
- ・ 衛生管理は、糞の速やかな除去が大事で、換気も重要。床材の交換頻度は業者によって異なるため、目安があっても良い（ブリーダー、ペットショップ）

<健康観察について>

- ・健康管理の主な判断基準は、餌を食べるか、脱皮ができているか(脱皮不全や脱皮の頻度)。外見の判断ポイントは、骨が浮いていないか、糞の質や色、目が落ち込んでいないか等である。(ペットショップ、ブリーダー)
- ・リクガメは紫外線と運動量が重要。ある程度運動しないと後脚の筋肉が衰え、甲羅を支えられなくなる。大きい個体であれば1日3km程度は歩かせる必要がある。(爬虫類を扱う動物カフェ)

2) 当該基準に記載された場合に、動物取扱業者として支障が生じる内容について

<飼養施設や設備、環境等について>

- ・爬虫類一律のケージサイズの基準値規定…爬虫類の生理・生態は多様であり、例えばヒヨウモントカゲモドキは木下や岩の下を好むため、広いケージに入れるとストレスを感じる可能性がある。(展示販売会、ブリーダー、ペットショップ、爬虫類を扱う動物カフェ)
- ・シェルターの設置義務…設置するとひきこもって健康状態が把握しにくくなる。触ることに慣れなくなるがある。入れる大きさのシェルターがない個体も飼育されている。(ペットショップ、ブリーダー、ペットショップ、爬虫類を扱う動物カフェ)

<飼養管理について>

- ・単数飼養の規定…一部のカメやイグアナ等は他の個体につられて餌を食べる習性があり複数飼養する。広いケージ等で単独で飼育することは拒食の原因になる。(卸売、ブリーダー、ペットショップ)
- ・清掃頻度の規定…清掃方法は床材によって異なる。清掃することが動物にストレスを与える場合もある。(爬虫類を扱う動物カフェ、卸売)